

取引先各位

藤井電機工業株式会社
代表取締役社長 安藤 豊

殺菌灯用安定器の販売について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、紫外線殺菌灯用安定器の販売について、安全性と信頼性の確保を目的に、販売に関する要件を設けましたのでご案内申し上げます。

昨今、殺菌灯用の器具に使用される安定器の需要が急増しておりますが、一部ユーザー様で安全性を理解していない使い方により、危険な事故が発生しています。

規定通りの使用法を守らない使い方によって火災にもつながる危険な事例が起きており、そうした事故原因の追及においてもユーザー様からの正確な情報提供が得られないケースがあり、弊社でも対応に苦慮しております。

蛍光灯用と殺菌灯用の安定器はあらゆる点について概念が異なります。

PSE においても明確に区別され、蛍光灯用安定器は安全性の規定がされていますが、殺菌灯用安定器は規定されていません。つまり、殺菌灯用安定器は蛍光灯と違い、照明器具という概念が無く、様々な使用方法がありますから規定が難しく独自の規定を設けざるを得ません。

こうした現状から、弊社は今後販売する前提として下記のとおり条件を設定させていただきます、これに基づいた取り交わしを行って頂けるユーザー様に限り販売させていただきます。

今後も引き続き弊社製品を安全にご使用頂くために情報管理の徹底に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

敬具

記

殺菌灯用安定器の販売条件として、以下をご承知くださいますようお願いいたします。

- ① 「殺菌灯安定器の販売に関する覚書」を提出頂くこと。
- ② 使用環境に起因する不具合について一切の保証を求めないこと。

上記をご了解いただき、別途「殺菌灯の販売に関する覚書」をご提出ください。

以上

殺菌灯用安定器の販売に関する覚書

藤井電機工業株式会社（以下「甲」という）は、 _____（以下「乙」という）に対し、製品の販売に関し次の取り交わしをする。

第1条（製品使用の条件）

甲が販売する安定器等（以下「当該製品とする」）について、乙は別紙の「殺菌灯安定器使用上の注意」を厳守することを条件とする。

第2条（製品使用の条件）

当該製品を使用するユーザーの情報（名称、所在地、代表者、担当者、連絡先）を甲の要請があれば開示することを承諾する。

第3条（製品の販売拒否）

乙が販売するユーザーにおいて、甲の要請で乙が第1条及び第2条の項を確認できない場合、甲は乙に対し当該製品の販売を拒否することができる。

第4条（保証の適用外）

甲は乙に対し、本覚書を交わした後に第1条にある各項の条件を満たさないことで、損害が発生した場合、当該製品の保証は認めず、また、当該製品の、使用に関わるいかなる損害の発生に対しても責任を持たないし補償をしない。

第5条（覚書の有効の期間）

本覚書の有効の期間は 年 月 日から1年間とする。

ただし、期間満了前に、甲又は乙が、相手方に対し期間の延長をしない旨を書面で通知しない限り、本契約の期間を1か年延長するものとし、以降これに準ずる。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

（西暦） 年 月 日

甲：（住所）
（会社名）
（代表者）

印

乙：住所）
（会社名）
（代表者）

印

殺菌灯用安定器ご使用上の注意

藤井電機工業株式会社

【注意事項】

- 周囲温度は0℃～45℃の範囲でご使用ください。

周囲温度が高い場合や、他の熱源から影響を受ける場合などには、温度上昇による短寿命や不具合の原因になります。周囲温度が45℃以下でも安定器の不具合の原因になりますので、以下の事項を守ってください。

- 1.安定器を2台以上並べて設置する場合には、相互の熱の影響を受けるので安定器1台分以上の間隔をあけてご使用ください。
- 2.安定器を躯体に収納する場合には、容積を充分大きくとり、かつ換気をして安定器が過熱しないようにご使用ください。
- 3.安定器を光源と距離が近いところに設置する場合は、安定器が光源の熱の影響を受けますので熱遮蔽の仕切をすると共に充分な間隔をとってください。
- 4.狭く周囲に空気の対流がなく熱がこもりやすい場所では強制換気などを行って安定器が過熱しないようにご使用ください。

- 躯体(器具)に取り付け後、必ず温度確認をしてください。

- 50Hz、60Hz タップ付安定器を、切替えスイッチで切替えて使用する場合、切替えスイッチ1個に対して安定器は1台だけ接続してください。

- 安定器は必ず適合するランプと組み合わせてご使用ください。

- 安定器は、設置場所の電源電圧・周波数に合った製品をご使用ください。

- 周波数タップ及び電圧タップは、電源周波数及び電源電圧に応じた最適なタップをご使用ください。

その際、未使用のタップを、タップ毎にテーピング等で確実に絶縁処理をしてください。

未使用のタップを短絡しますと、安定器が焼損し、発火の原因となることがあります。

【禁止事項】

- 安定器の構造を変更したり、ケースを開けたりしないでください。感電、漏電、発煙、発火の危険が生じる原因となります。

- 誤って落下させた安定器は使用しないでください。故障、発煙、発火等の原因になることがあります。

- 電源電圧の急変する場所でのご使用はできません。

- 殺菌ランプが不点や予熱状態、または点灯管の不点滅状態で安定器を使用(通電)しないでください。

安定器の温度上昇による発煙、発火の原因となることがあります。殺菌ランプは通常、目に見える場所にありませんので定期的な確認をしてください。

- 標準使用条件※で、8-10年経過した安定器が、絶縁性能が低下しておりますので使用しないでください。

そのまま使用しますと異常加熱、焼損、発煙、発火等の原因となることがあります。(※使用条件:周囲温度30℃、1日10時間点灯。周囲温度が高い場合、点灯時間が長い場合は寿命が短くなります。)

【保証】

- 保証期間は引渡し後6か月です。ただし保証期間内であっても対象製品が『殺菌灯用安定器の販売に関する覚書』記載内容に準じない場合は、保証対象外とさせていただきます。